

マンスリー（長期宿泊）契約書

貸主を甲、借主を乙とし、タイムリッチマンスリー（長期宿泊）契約を締結する。

宿泊物件 沖縄県沖縄市胡屋 1-8-9

使用目的 マンスリー・長期滞在（マンスリー金額でご宿泊のお客様対象）

契約期間 年 月 日 から 年 月 日（チェックアウト日）までの 日間

※ 契約期間を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、申し出がなされた時点で新たな契約の申し込みがあったものとします。

※ 契約期間中、帰省等の不在も料金に含まれます。

貸室料（ 日間） 円

※ 上記契約期間（宿泊予約）が30日に満たないお客様で、マンスリー金額をお支払いされたお客様はチェックイン後（契約後）の追加宿泊（延泊）はマンスリー金額の日割料金をお支払いいただきます。（1泊につき 円）

※ 急な日程短縮は他のお客様予約・弊社営業に影響しますので、実際にチェックアウトされる日の5日前までにはお申し出ください。

※ 契約期間中途での解約・解除による宿泊料金の払戻しには応じられません。（前金制）

また、チェックアウトをされ再度ご宿泊の場合は宿泊期間相当の料金を頂きます。

【迷惑行為の禁止】

乙は、宿泊物件並びにこの物件を善良な管理者の注意を持って使用し、共同社会の秩序を守り危険物・有害物を持ち込んだり、近隣より苦情の出る行為や他人の迷惑になる行為を行ってはならない。

【転貸】

乙はいかなる名目でも、第3者に転貸したり、使用させたり、又は同居人を入れることはできない。

【契約解除】

乙が次の場合の1つに該当したときは、甲は催告をせず直ちに本契約を解除する。

乙の所有物が契約解除の日から2日以上放置されるときは、甲がこれを自由に処分しても異議申し立てをしない。

- ① タイムリッチの宿泊客から苦情があった時
- ② 通常のホテルとしての定義を超える行為があった時
- ③ 暴力団・又はそれに類する者の出入りがあった時
- ④ 契約期間中2日以上、正当な理由なしに不在した時
- ⑤ 本契約書または宿泊約款に違反した時

【宿泊物件の明渡し】

この契約が解除・解約その他の理由で終了した時、乙は宿泊物件を現状に回復し、明渡しを行う。

【貸与備品の一覧】

エアコン・ベッド・冷蔵庫・テレビなど、客室に設置されている家具・家電等一式。

貸与備品についての修理・補修は乙の負担とする。万が一破損・紛失した時は乙が全額を弁償する。

この契約書を甲および乙が所持する。

貸主 甲 住所 沖縄県沖縄市胡屋 1-8-9
氏名 タイムリッチ セカンドライン(株) 代表取締役社長 宇良 久雄
電話 070-5495-1849

借主 乙 住所
氏名
電話

緊急連絡先 住所
氏名
電話